

平成 28 年第 2 回小城市議会定例会提案理由(その 2)  
(平成 28 年 6 月 10 日開会)

次に、議案第 45 号 専決処分の承認を求めることについてでございます。内容につきましては、平成 28 年度小城市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 3 億 7,740 万 6 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 62 億 4,513 万 5 千円といたしたものでございます。

これは、平成 27 年度小城市国民健康保険特別会計の決算で歳入が不足することから、平成 28 年度の歳入から繰り上げて充用するものでございます。

この議案につきましては、議会を招集する時間的余裕がなかったため、やむを得ず地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、5 月 31 日付けで専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次に、議案第 46 号 財産の処分についてでございますが、本議案は、小城蛍の郷ファクトリーパークの 2 号地及び 3 号地を売買し、財産を処分したことにより、小城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決

を求めるものでございます。

次に、議案第 47 号 平成 28 年度小城市一般会計補正予算（第 3 号）は、歳入予算額の一部を補正し、歳入歳出それぞれ 218 億 5,911 万 8 千円といたすものでございます。

第 2 表 債務負担行為補正は、大学誘致及び整備促進補助金の期間及び限度額を定めるものでございます。

また、補正の内容でございますが、平成 28 年度一般会計当初予算において計上しておりました「資源磨き構想基本計画策定事業」の財源につきまして、国に「先導的官民連携支援事業補助金」の申請をいたしておりました。その後、5 月 27 日に国から事業採択され、内示額が示されたことから、国庫支出金として予算計上しておりましたものの一部を一般財源に組み替えるものでございます。